

第4章 環境施策と市・市民・事業者の取組

ここでは、4つの環境分野に対する「基本目標」の達成に向け、それぞれの現況と課題に対する環境施策と市・市民・事業者の取組について示します。

1 自然・文化環境保全

1.1 生物多様性を保全し、豊かな自然の恵みを守ります

現況

- 植物では、高山性のブナ、イヌブナ、ミズナラ、クマシデ等の高木、シャクナゲ等の低木、カタクリ、ニリンソウ、エイザンスミレ、フクジュソウ等の草本、山地性湿地植物が多種見られます。また、茨城県版レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種等貴重種が多数生育しています。
- 国有林の小川ブナ植物群落と定波シラカバ群落は、自然環境の維持、動植物の保護及び遺伝資源の保全を図り、森林施策や管理技術の発展などに役立てることを目的に、林野庁において保護林に設定されています。
- 哺乳類では、絶滅危惧種のコテングコウモリ、ヤマネ、危急種のヤマコウモリ、希少種のムササビなど貴重種のほか、ホンドギツネ、テン、タヌキなどが生息しています。
- 鳥類では、絶滅危惧種のクマタカ、危急種のササゴイ、ミサゴ、希少種のおシドリ、カッコウなどの貴重種のほか、市の鳥でもあるカモメやウミウ、シギ、チドリなど水鳥や陸鳥が多種生息しています。
- 魚類では、絶滅危惧種の天然イワナ、希少種のメダカのほか、アユ、サケ、ワカサギ、コイ等の種が確認されています（大北川漁協による放流魚を含む）が、水沼ダムではブラックバスやブルーギルのような在来種を脅かす外来種も見られます。
- 昆虫類は、清流を好むムカシトンボの幼虫やトワダカワゲラが生息しているほか、湿地性、山地溪流性、高原草原性のトンボやチョウなどが多種確認されます。また、県北地域にのみ生息する種なども多く見られます。
- 両生類では、絶滅危惧種のクロサンショウウオなど貴重種が見られます。

課題

- 本市の豊かな生態系と種の多様性の確保並びに貴重な動植物については、継続的な生息・生態系調査により情報収集を行い、適切な生息・生育環境の保全に努める必要があります。
- 本市は、ブナ帯など広葉樹が残る深い山々やダム湖、いくつもの支流から成る河川、海岸、漁港など生物多様性に富む環境が人の活動圏内に豊富にあるため、人の生活や社会活動による自然環境への配慮が必要です。

環境施策	市の取組
生物の生息環境の保全	・貴重な動植物が生息・生育できるよう環境の保全に努めます。
	・河口域の湿地帯を保全し、生物の生息環境として良好な空間を維持します。
	・外来種による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発に努めます。
	・レジャーで訪れる観光客のマナー向上に努めます。
	・用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。
	・工事を伴う公共事業の際には、生態系への配慮に努めます。
	・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。
生物の生息・生育情報及び保全対策の公開	・生物多様性を保全するために、動植物の調査を実施します。
	・豊かな自然の環境学習会を実施します。
	・生物の生息環境の保全のために、正しい知識や効果的な方法を提供します。
	・天然記念物、貴重種については、生息・生育情報を公表するとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・北茨城市の自然や動植物に関心を持ちます。 ・公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。 ・動植物をむやみに捕獲・採集しません。 ・ブラックバスなど外来種、飼育している動物及び栽培している植物を自然界に放たないようにします。 ・県や市などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。 ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における自然環境や生態系への負荷低減に努めます。 ・工事等にあたっては、野生生物への影響を回避するよう、工法や時期などに配慮します。 ・農地や山林の持つ保水機能や水源の保全・浄化機能の保持に努め、野生生物の生息・生育の保全に努めます。 ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。

1.2 水辺・里山・農地を保全し、自然を守りながら活用します

現況

- 河川水は、水道用水、かんがい用水のほか、山間地では水力発電に利用されています。
- 大北川と花園川には漁業権が設定されており、ヤマメ、アユ、コイが放流されています。
また、魚の遡上^{そじょう}や降下を助けるため、堰には魚道が併設されています。
- 農業用水路には、代表的な十石堀用水路があり、そのほとんどが土水路で、一部及びその他の開渠^{かいきょ}用水路はコンクリート製です。
- 農業用ため池は、周囲が林に囲まれていて野鳥にとっては良好な自然環境ですが、池内には外来魚が生息しており、ヤゴなど水生昆虫が捕食されています。
- 農業排水路は、ほとんどがコンクリート製で小規模です。山間地では、水田からの排水を下流で再利用しています。
- 平潟・大津の漁港では、古くから漁業が盛んですが、東日本大震災による原発事故の影響で、漁獲高が落ち込んでいます。また、漁業従事者も年々減少しています。
- 林野面積は市域の68.4%で、ほとんどがスギやヒノキの植林地で、落葉広葉樹は少ない状況です。また、山間地の森林は、本市の水源地であり、その多くが水源かん養保安林に指定されています。
- 伐採が行われていない針葉樹林では、下草が生えず、山地崩壊の恐れや山火事に脆弱で、生態系も貧弱です。
- 市内全域の松林は、松くい虫による立ち枯れが増加したため、市では空中散布や伐採処理などの防除対策を実施しています。
- 市では、茨城県森林湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業を実施し、里山保全活動を市民と協働で実施しています。
- 近年、中山間地域に耕作放棄地が増加しています。市では、耕作放棄地の解消に向けた取組を行っています。
- 環境保全型農業を推進するエコファーマー認証者は、43名です（平成26年3月末）。

課題

- 海岸線の浸食、海岸沿いの松林は、早急な保全が必要です。
- 水資源の持続的な利用や森林の持つ二酸化炭素の吸収、山地災害の防止などの公益的機能を維持するため、水源かん養保安林など森林の保全が必要です。
- 自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能を有する水辺や里山、農地を保全するため、適正な整備を進めるとともに、間伐材など木材の有効利用や耕作放棄地の解消、環境保全型農業などの推進が必要です。
- 生物の生息環境として良好な農業用ため池並びに農業用水路の保全が必要です。
- 農林水産業を取り巻く自然環境を保全するため、後継者の育成が必要です。

環境施策	市の取組
水辺とその空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・花園溪谷や水沼ダム、大北川など山間部や平地部の水辺は、貴重な親水空間として整備を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの松林を保全し、松林の有する機能保持を図るために、森林湖沼環境税等の活用を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・五浦海岸や磯原海岸など景勝地の改修・保全を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・津波や高潮、潮風を抑制するため、効果的な防潮林の整備を関係機関に働きかけます。
里山とその空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・森林を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県森林湖沼環境税を活用し、森林整備及び間伐材の有効利用を進めます。
農地とその空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します
	<ul style="list-style-type: none"> ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業やエコファーマー認証を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水路などは、生物生息空間に配慮した整備を促進します。
自然と一体の農林畜水産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者や消費者に、安心・安全な農産物等の地産地消を広くPRしていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食では、安心・安全な地元の農産物等の使用に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産業の後継者の確保と育成を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農家以外の市民が農業に親しめるよう、遊休農地の活用や市民農園の利用を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業・林業体験を通じたグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを推進し、訪問者が北茨城の自然・文化にふれる機会を提供します。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・里山の維持・管理活動に参加・協力します。・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。・遊休農地は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。・減農薬や減化学肥料に努めます。・直売所などを利用し、地元の農水産物を積極的に購入します。・農林水産業の後継者の育成に協力します。・市民農園を利用します（現在、華川町小豆畑に「ファーミングファーム」があります）。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・里山の維持・管理活動に参加・協力します。・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。・遊休農地は有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。・環境保全型農業に取り組み、エコファーマー認証登録を目指します。・直売所や各種イベントの即売会などを利用し、地元の農水産物を販売します。・小売店や飲食店では、地元の農水産物を積極的に取り扱い、地産地消に努めます。・農林水産業の後継者の育成に協力します。・訪問者に、北茨城市の自然・文化にふれ、楽しんでもらうため、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムに協力します。

1.3 自然・歴史・文化をつないで調和を図ります

現況

- 本市には、自然を活かした公園が多数あるほか、花園・花貴県立自然公園をはじめ、西明寺自然環境保全地域や下相田緑地環境保全地域などが県の指定を受けるなど、開発行為が規制され、自然とふれあう場所の環境が守られています。
- 市内の公園や街路樹には、イチョウやモミジなど多種多様な樹木が選定されています。
- 屋敷林、社寺林、ゴルフ場などに緑が多く確認されます。
- 意識調査では、「まちのなかの緑の多さ」に子どもの頃より満足度が下がっています（73.4%→47.3%）が、地域によっては「親しめる緑が多くある」の満足度が高い結果でした（関本町 61.1%）。
- 水沼ダムは、景観に配慮した整備がされており、観光や散策、釣りを楽しめる空間です。また、水沼風景林が保護されています。
- 海岸は、砂浜は海水浴場や投げ釣りなどのレクリエーションの場として、海蝕崖は観光地として利用されており、五浦は日本の渚 100 選などに選ばれるほど風光明媚な場所です。
- 意識調査では、「水辺や生きものなど自然とのふれあいの場」の満足度は、子どもの頃より満足度が大きく下がっていました（67.1%→21.5%）。
- 本市の指定文化財は、国指定 1 件、国選択 1 件、国登録 3 件、県指定 11 件、市指定 28 件、総数 44 件で、名勝や天然記念物は自然そのものであり、史跡はその時代の文化を今に伝えます。
- 貴重な文化的施設として、風船爆弾大津基地跡や原炭ポケット跡があり、戦争や産業の歴史を伝えます。
- 常陸大津の御船祭など市内各地区で地域に息づく伝統文化が残されています。

課題

- 花園・花貴県立自然公園や緑地環境保全地域などを拠点としたエコツーリズムの拡充が必要です。
- 水沼ダムや海岸など自然とふれあう場所の整備と環境保全が必要です。
- まちの中に市民がもっと身近にふれあえる緑を増やしていく必要があります。
- 指定文化財や文化的施設は、適切な保存が必要です。
- 市民が、郷土の歴史と文化に親しみ、文化財保護意識を高める必要があります。
- 北茨城市の自然・歴史・文化を継承していくためのしくみが必要です。

環境施策	市の取組
エコツーリズムの活性化	・自然を活かした公園や景勝地における自然観察会や観光を推進し、自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。
	・公園や街路樹の適切な維持管理に努めます。
	・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備、適切な管理を図ります。
身近な自然づくりの活性化	・学校や公園など、公共施設の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。
	・公共施設や住宅、事業所における緑化を推進します。
	・広報紙及びホームページを活用して、市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。
	・美しいまちをつくるために、「花いっぱい運動」を推進します。
文化遺産の保護・保全	・文化遺産を紹介し、郷土愛の醸成に努めます。
	・文化財の調査・保全を推進します。
自然・歴史・文化の継承	・文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、地域の自然・歴史・文化に身近に親しむ機会を提供します。
	・自然・歴史・文化について伝えていくための人材（語りべ）を紹介するためにネットワークを構築します。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・北茨城市の自然を活かした公園や景勝地などで行われる自然観察会に参加するなど、積極的に自然に親しみます。 ・公園や街路樹などの身近な緑を大切にします。 ・自宅や地域のコミュニティ施設などの緑化と適正な管理に努めます。 ・地域や子ども会などが実施する「花いっぱい運動」に参加・協力します。 ・身近な自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。 ・伝統芸能や祭りの継承者（青少年）を育成します。 ・文化財の保護活動へ積極的に参加します。 ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベント、講座などに参加し、保存伝承に協力します。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした公園や景勝地における整備や保護活動に参加・協力し、自然に親しむ機会の提供に協力します。 ・敷地内における緑化を推進し、緑地面積の増大に努めます。 ・公園や街路樹などの維持管理に参加・協力します。 ・身近な自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。 ・文化財の保全に協力します。 ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベントに参加し、保存伝承に協力します。

2 生活環境保全

2.1 青い海と深い山にふさわしい、さわやかな空気を保ちます

現況

- 茨城県では、中郷第一小学校敷地内において、一般環境大気の常時監視測定を行っており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準に適合していますが、光化学オキシダントの環境基準超過日が目立ちます。
- 市では、一般環境大気及び自動車排出ガスの有害大気汚染物質について調査しており、環境基準及び指針値を下回っています。
- PM2.5は、近隣（日立市役所）の測定結果ですが、環境基準を下回っています。
平成26年10月からは、中郷第一小学校敷地内でも測定が開始されました。
- 市では、大気汚染の指標として、降下ばいじん量や雨水調査も実施しており、雨水調査では、平成5年以降はpH（水素イオン濃度）5.6以下を示す酸性を示しています。
- 公害苦情の多くが、大気汚染に関する内容で、主な発生源は家庭生活に起因する野焼きです。
- 市では、悪臭の発生するおそれのある事業所の煙突やその他の気体排出施設からの排出物を対象に、特定悪臭物質の機器分析及び官能試験法による測定を行い、必要に応じ、指導等を行っています。

課題

- 排出ガスを伴う事業活動に対する規制基準の遵守を引き続き推進していくことが重要です。
- 光化学オキシダントについては、広域的な原因物質の抑制が必要です。
- 工場・事業場、家庭からの悪臭については、事業者や市民に対してさらなる啓発が必要です。
- 稲わらや落ち葉などは、野焼きにより焼却するのではなく、有効利用を図ることが必要です。
- 大気汚染を防止するために、エコドライブの徹底が必要です。

環境施策	市の取組
大気汚染防止対策	・大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を強化するため、エコドライブセミナーを実施します。
	・公用車及び市内巡回バスに低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を推進するとともに、市民や事業者にも導入を呼びかけます。
	・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化の保全を推進します。
悪臭対策	・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。
	・日常生活に伴う悪臭の防止のため、野焼きなどによる家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。
	・市内で発生する稲わらや落ち葉は、野焼きではなく、堆肥にするなど有効利用を呼びかけます。
大気環境の監視・調査の継続	・一般大気環境、自動車排出ガスなど大気環境の測定・監視を継続し、結果を公表します。
	・工場・事業場等からの排出ガスに対する監視・指導を強化します。
	・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブセミナーに参加し、エコドライブに努めます。 ・車を購入する際は、ハイブリッドカーなどのエコカーを購入するように努めます。 ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。 ・大気を浄化するため、庭やベランダの緑化に努めます。 ・大気汚染や悪臭の原因となる野焼きは行いません。 ・浄化槽の適正管理を行うなど、家庭における悪臭の発生防止に努めます。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ・排出基準を遵守し、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。 ・ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控えます。 ・エコドライブセミナーに参加し、エコドライブに努めます。 ・ハイブリッドカーの導入を推進します。 ・焼却炉の使用や野焼きの規制を守ります。 ・大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。

2.2 花園の山々から太平洋に注ぐまで、清らかな水を保ちます

現況

- 茨城県及び市では、河川及び海域の水質について定期的に測定・監視しています。
- 市内の河川及び沖合の海域の水質は、環境基準を達成しています（平成 25 年度）。
- 市内の河川における水生生物の指標種による評価では、平成 26 年度調査を、江戸上川第一神岡橋において実施し、ややきれいな水質を示す水質階級Ⅱでした。
- 海水浴場の水質は、水質が良好な浴場である環境基準の水質 A を達成しています。
- 上水道の原水は、大北川、花園川及び里根川で、上水道施設の適正管理により安全で良質な水の安定供給に努めています。
- 市内全域が生活排水対策重点地域に指定（平成 9 年）され、生活排水対策や小規模事業所対策を進めてきましたが、汚水処理人口普及率は 58.9%（平成 26 年度末）と約半数で、県平均の 80.7%と比較すると低い状況です。
- 地下水の水質は、茨城県の調査によると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地区が複数あり、主な汚染要因は、生活排水や家畜排せつ物の不適切処理、窒素系肥料の過剰施肥などです。東日本大震災では、防災井戸の役割を果たしました。
- 市では、河川の汚染源となる工業団地集合排水路、各事業所の排水状況調査を実施し、水質の監視及び指導を行っています。

課題

- 生活排水や事業活動からの排水による公共用水域への負荷低減を図るため、適正処理の促進が必要です。
- 指標種による水質評価を向上させることが必要です。
- 上水道や井戸水の水質を保全するため、水源及び地下水の水質保全対策が必要です。
- 公共下水道及び漁業集落排水処理区域内における接続、その他の区域における浄化槽の設置を推進していくことが必要です。

環境施策	市の取組
工場・事業場の排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。
	<ul style="list-style-type: none"> 油や農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道及び漁業集落排水処理区域内における接続、その他の区域における浄化槽の設置を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置に係る助成を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 河川や水路などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。
水質の監視・調査の継続	<ul style="list-style-type: none"> 河川など公共用水域及び地下水の水質調査を継続し、水質の監視に努めるとともに、結果を公表します。
	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場などからの排水を定期的に調査し、適切な指導に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 水道水源の水質検査を実施するとともに監視及び保全に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> 河川や地下水の保全に関する認識を深め、家庭における生活排水対策に努めます。 食べ残しは、流しから排出しないように水切りネットなどを使用し、油がついた食器類は油分をふき取ってから洗浄します。 家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、洗剤の量を減らしたりします。 公共下水道及び漁業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃等）に努めます。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 排水基準を遵守し、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。 排水処理施設の維持管理に努め、工場内排水の適正処理を図ります。 公共下水道区域内では速やかな接続に努めます（工場等は市と協議を行います）。 公共下水道区域外では浄化槽の設置により適正な維持管理に努めます。 水質事故や住民等からの苦情には、迅速かつ適正に対応します。

2.3 子どもがのびのび遊べる安心・安全な環境にします

現況

- 地盤沈下に関しては、揚水による地盤沈下を防止するため、茨城県条例により届出を義務付けています。
- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排出水の地下浸透を禁止するなどの規制をしています。
- 河川や海域の底質汚染の主な原因は、工場・事業場からの排水や生活排水などが適正に処理されずに河川等に排出され、底泥に蓄積されることによります。茨城県及び市では、河川及び海域の底質について定期的に調査・監視しています。
- 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、対象化学物質の製造及び使用事業者に対し、排出量等の把握・届出及び情報提供等について義務付けています。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定の施設に対して、排出ガス、排水及び廃棄物処理を厳しく規制しています。
- 大気、水質（河川・地下水）、土壌及び底質のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。
- 環境ホルモンについては、河川等公共用水域の調査を継続的に実施し、実態把握に努めています。
- 福島原発事故由来の放射性物質については、市役所や学校など公共施設において空間放射線量の測定を継続し、結果を公表しています。
- 北茨城市放射能対策プラザでは、放射線量測定器の貸し出しや放射能に関する情報提供、家庭菜園で収穫された食品等の放射性物質の無料測定などを行っています。
- 北茨城市除染実施計画により、除染実施区域の詳細な汚染状況の調査及び除染作業を平成26年3月までに完了しています（空間放射線量目標値 $0.23 \mu\text{S}/\text{h}$ 以下）。
- 平成26年6月から、大津港内に設置した非破壊検査装置により、水揚げした魚介類の放射性物質の検査を行い、北茨城で水揚げされた水産物の安心・安全を全国に発信し、風評被害の防止に役立てています。

課題

- 地盤環境や土壌汚染、河川・海域の底質汚染の防止のため、関係法令等に基づき指導していくことが必要です。
- 有害化学物質による環境汚染対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、有害化学物質の危険性に関する情報の収集及び提供をしていくことが必要です。
- 福島原発事故由来の放射性物質については、今後も長期的に監視していくとともに、国や県とともに適切な対応を講じていく必要があります。

環境施策	市の取組
地盤沈下・ 土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の普及による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
有害化学物質の 排出防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、PRTR法に基づく化学物質の適切な管理・使用を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集・提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 違法な野焼きについては、廃棄物焼却に関する禁止規制及びダイオキシン類の発生抑制について周知・指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を指導します。
放射性物質による 環境汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における放射線量の測定や水道水・給食食材の放射性物質の測定を行い、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射能に関する情報は、市民や事業者が入手しやすいように、北茨城市放射能対策プラザ等において情報提供するほか、市のホームページや広報紙に掲載します。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射能及び放射線に関する講習会等を開催し、市民の不安や疑問の解消に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 北茨城市放射能対策プラザにおいて、放射線量測定器を貸出すとともに、家庭菜園等で収穫された食品等について、放射性物質の測定を無料で行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質について、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国や県と連携し、必要な対策を講じるとともに、放射性物質による風評被害の払拭のため、安心・安全の確保に努めます。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">• 地下水の適正な利用に努めます。• 有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。• 環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。• 除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。• 野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。• ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。• 飲料水や食品等の放射性物質の情報等に注意して行動します。• 放射能や放射線についての正しい情報を得るために、放射能や放射線に関する講習会等に参加します。• 北茨城市放射能対策プラザ等を活用し、放射能に関する情報の入手、放射線量並びに家庭菜園等で収穫した食品等の放射性物質の測定を行います。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">• 地下水の適正な利用に努めます。• 土壌汚染対策法や PRTR 法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。• 廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等にあたっては、適正な管理に努め、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止に努めます。• 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。• 農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。• 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。• 事業資材・製品・廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正な管理に努めます。

2.4 鳥や虫の声を楽しめる、静かできれいなまちづくりを進めます

現況

- 工場や事業場からの騒音・振動については、関係法令等に基づき規制しています。
- 騒音・振動について市に寄せられる苦情は少ないですが、意識調査では、「まちの静けさ（騒音がない）」に対する満足度は40.5%と低く、子どもの頃よりも満足度が低下しています。
- 市では、国道6号沿いの交通騒音について測定していますが、昼夜間とも環境基準は未達成です。
- 市内の不法投棄件数は、平成25年度は16件で減少傾向にあります。
- 市では、不法投棄の未然防止・早期発見をするために、不法投棄監視員制度を設け、不法投棄の防止に努めています。
- 市では、北茨城市環境美化運動の日に合わせて、海岸線及び主要道路等の一斉清掃を実施しています。
- 意識調査では、地域の身近な環境において、「ごみの不法投棄がない」の不満度が最も多く、市民が望んでいる環境将来像の1位が「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」であり、行政への要望の1位が「ごみの散乱・不法投棄対策」でした。

課題

- 事業活動に対する規制基準の遵守、自動車等の交通騒音の監視・対策の推進並びに一人ひとりのモラルの向上が必要です。
- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。
- 市内で行われている環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりに協働で取り組んでいく必要があります。

環境施策	市の取組
騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 工場や事業場、工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> 生活騒音や飲食店等の営業騒音については、モラルの普及啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。
騒音・振動の監視・調査の継続	<ul style="list-style-type: none"> 自動車交通騒音の測定・監視を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
不法投棄されない環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内一斉清掃（北茨城市環境美化運動の日）を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> 海岸や公園、観光地などの利用者へのごみの持ち帰りに理解と協力を得る取組を強化します。
	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの雑草の適正な管理に努め、景観保全とポイ捨て防止を図ります。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・近所迷惑となる生活騒音の防止に努めます。・自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動防止に努めます。・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。・北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃に参加します。・ペットのふんは、飼い主が責任を持って処理します。・自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。・道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。・海岸や公園、観光地などでは、ごみを持ち帰ります。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・騒音規制法や振動規制法に基づく規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。・車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。・工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。・住民等からの苦情に関しては、迅速に対応します。・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。・適正な廃棄物処理業者と契約し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により責任を持って管理します。・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。・北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃に参加します。・事業所及び事業所周辺の清掃活動に努めます。・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。・敷地内の緑化や花壇の管理に努め、まちを彩る花と緑を増やします。

3 循環型社会形成・地球環境保全

3.1 3Rに取り組み、循環型社会の形成を目指します

現況

- 「ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会の構築に向け、ごみの排出抑制、再資源化の促進、円滑なごみ収集及び処理体制の整備に取り組んでいます。
- 本市における生活系ごみ（一般廃棄物）は、北茨城市清掃センターが収集し、直接搬入も含め中間処理等を行い、資源化及び最終処分は民間委託しています。
- 清掃センターは、昭和54年4月から稼働しているごみ焼却施設で、平成15年度にダイオキシン類の排出規制の強化に合わせ、排ガス高度処理施設と灰固形化処理施設の基幹改良工事を実施し、新基準に適合する施設に整備しています。
- 清掃センターの焼却炉については、耐用年数等を考慮し、定期的な点検・修繕を実施し、適正な運営維持に努めています。また、将来的な建て替えを「北茨城市環境施設等整備検討審議会」において検討しています。
- 一般廃棄物の総排出量は、平成15年度に指定ごみ袋の有料化を開始したことにより、前年度の約3割もごみが減り、それ以降は増減を繰り返している状況で、平成25年度は16,713tでした（平成23年度以降の東日本大震災による災害ごみを除く）。
- 一人1日当たりのごみの排出量は1,022gで、県平均1,002gよりやや多い状況です。
- 家庭から排出される生ごみを減らすため、平成4年度から「生ごみ処理容器（コンポスト容器・密閉型容器）」及び「生ごみ処理機器（電動式）」の購入助成を行っており、平成25年度までの総補助台数は1,166台、導入率は6.9%（これまでの総補助台数から算出しているため参考値）です。
- 一般廃棄物のリサイクルは、金属類、紙類、衣類、びん類、ペットボトルの5品目を回収し資源化しており、「北茨城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正（平成17年4月1日施行）以降、許可業者以外の者が持ち出していた分が再度回収されようになったことで資源化率が増加し、平成25年度は、13.0%です。
- ごみ処理基本計画では、資源化の促進に向けて、平成26年度までに資源化率16.1%の数値目標を掲げています。
- 市では、環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗の認定（エコショップ制度）を行っており、消費者と事業者の連携をサポートしています（平成26年10月現在32店舗）。
- 平成25年4月から、スーパー店舗、家電量販店及び市施設において使用済み小型家電品の回収を行い、再資源化を推進しています。
- 市内には、リサイクル事業を行う事業所が多数あり、循環型社会の構築を先導し、広く環境保全に貢献しています。

課題
<p>○循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量のさらなる削減と資源の循環的利用を推進することが必要です。</p> <p>○資源化率を上げるためには、バイオマス資源など新たな資源化品目を検討する必要があります。</p> <p>○清掃センターの焼却炉の新設の際には、廃熱利用などリサイクル機能を有した設備の導入についての検討が必要です。</p>

環境施策	市の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進 <small>リデュース</small> (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> • ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> • 環境にやさしい商品の販売や簡易包装、レジ袋削減などごみ減量化やリサイクル活動に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すととともに、エコショップについて市民へ周知します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 製品及び製品等の出荷の際は、梱包（包装）の簡素化を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導・啓発を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> • 市の祭事等のイベント会場において、ごみの削減に関する啓発活動を行います。
再使用の推進 <small>リユース</small> (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> • 物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 古着や古物は、フリーマーケット等を活用し再使用を促進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者に対し、リターナブル瓶など繰り返し使用できる容器の採用を推進します。
再資源化の推進 <small>リサイクル</small> (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> • 「容器包装リサイクル法」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃センターを新設する際は、廃熱利用などリサイクル機能を有した設備の導入を検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタルの再資源化を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効に利用するリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none"> • 農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。

3Rの総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、3Rについて市民の意識向上を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民が利用しやすい清掃センターの運営に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。

市民の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> 市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。 生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。 過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。 使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。 洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。 農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。 物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。 リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。 古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。 不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。 エコマークやグリーンマーク商品の購入を心がけます。
事業者の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。 簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に努めます。 使い捨てではなく、繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に努めます。 販売店などでは、使い捨てレジ袋の削減のため、マイバッグ持参を促進します。 製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。 ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。 事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用により、紙の節約に努めます。 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指します。 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。 製品等の出荷の際は、過剰梱包（包装）を控えます。 製品等について、受け入れの際は、梱包（包装）の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包（包装）の簡素化に努めます。 食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に努めます。 農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。

3.2 地球温暖化対策を前進させ、地球環境保全に貢献します

現況

- 本市の温室効果ガス排出量は、696.02 千 t-CO₂（平成 23 年）で、平成 12 年以降の約 10 年間に 9.8%（68,140 t-CO₂）増加しています。
- 排出元の部門別では、製造業と業務（店舗・事務所など）部門が大幅に増加し、一般家庭からの排出量もやや増加しています。
- 本市の温室効果ガス排出量は増加していますが、市全域の地球温暖化対策を推進するための計画がない状況です。
- 市では、職員によるノーマイカー通勤の実施、市庁舎におけるグリーンカーテンの設置、ライトダウン、茨城県地球温暖化防止活動推進員（北茨城市在住又は市内勤務、平成 26 年度現在 11 名）と連携して、省エネ・節電の街頭キャンペーンや市民参加のエコクッキング、市民夏まつりでの各種環境活動の啓発などに取り組んでいます。
- 平成 25 年度から、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を開始し、自然エネルギーの利用促進により温室効果ガスの削減を図るとともに、市民の環境意識の高揚を図っています。
- 市の事務事業を対象とした「北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、温室効果ガスの排出抑制に努めています。
- 意識調査では、地球温暖化問題に市民の関心が高く、不安に感じています。
- オゾン層の破壊については、温室効果ガスの一種でもあるフロン回収破壊法による規制・指導等を行っています。

課題

- 北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、省エネをはじめ再生可能エネルギー等の利用など地球温暖化対策を推進することが必要です。
- 地球温暖化対策の啓発活動を実施する茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することが必要です。
- 市民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- その他、オゾン層の破壊や酸性雨など地球環境保全のための取組の推進が必要です。

環境施策	市の取組
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（市全体から排出される温室効果ガスを削減するための計画）を推進し、市民、事業者、市の協働により地球温暖化対策に取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ 見える化の活用を普及させ、CO₂ 削減の取組を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 「北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（市の事務事業に関する温室効果ガスを削減するための計画）を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。
再生可能エネルギーの利用推進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電や小型水力発電など再生可能エネルギーの活用に向けた普及啓発を図るとともに、公共施設への導入を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの技術開発や補助についての情報を提供します。
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムへの導入に向けた普及啓発を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費の補助を行います。
オゾン層破壊物質の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、フロン回収破壊法に基づくフロン類の適正な回収・処理を促進します。
	<ul style="list-style-type: none"> フロン類を使用していない製品の開発及び使用を推進します。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> 北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における市民の取組に努めます。 家庭における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ の見える化を活用し、CO₂ 削減に取り組みます。 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。 太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。 家庭用冷蔵庫及びエアコン、カーエアコン搭載の車両を廃棄する際は、適正にフロン類を回収するため、速やかに適切な引き渡しを行います。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における事業者の取組に努めます。 製品やサービスに CO₂ 排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂ の見える化の活用を協力します。 事業所における CO₂ 排出量を把握し、CO₂ 削減に取り組みます。 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。 脱フロン型の生産体制の整備に努めます。 フロン回収破壊法に基づき、フロン類の適正な回収・処理に努めます。 酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの環境負荷低減に努めます。

4 環境活動実践

4.1 みんなが環境について学んでいきます

現況

- 小中学校では、環境美化活動を通じた環境教育や間伐体験など地域特性を利用した環境教育、省エネ・節電への取組を通じた環境教育、水生生物など調べ学習を通じた環境教育など学校単位で特色ある環境教育が行われています。
- こどもエコクラブ（子ども主体の環境活動クラブ）の活動が以前は活発でしたが、現在は休止しています。
- 市では、市内小中学生を対象とした環境標語を募集し、表彰しています。平成26年度は、約1,000件の応募があり、環境に関心を持つ機会を作ることで環境に対する意識の高揚を図っています。
- 市民夏まつりでは、ダンボールコンポストの製作指導（平成26年度）を実施するなど、環境保全に役立つ情報を提供しています。
- 市では、ふるさと自然塾を開講し、北茨城市の豊かな自然文化遺産を、生涯学習教材としてとらえ、自然保護の啓発と自然に親しむ機会を、市内の自然愛好グループ（北茨城山の会・北茨城野草サークル・北茨城ユネスコ協会など）と連携して、幅広い市民に提供しています。
- 市民や事業者が行っている市民向け環境学習では、大津漁業協同組合が実施する漁業体験や茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う親子エコクッキング、古紙の再利用によるエコクラフト講座などが行われており、楽しみながら環境保全について学習しています。

課題

- 市の生涯学習事業である「まなびすとアカデミー」における出前講座などで、環境に関する講義内容の充実を図ることが必要です。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う地球温暖化防止に向けた啓発活動や学習会の強化が必要です。
- 各種イベントにおいて実施する環境学習会の内容の充実と参加団体の募集・受け入れを行い、市民が環境学習会に参加する機会を増やすことが必要です。
- 貴重種をはじめ、生物多様性保全のための知識や取組事例を学ぶことが必要です。
- 環境や生きものにやさしい農業を広めるために、知識や技術を共有することが必要です。
- 意識調査では、子どもたちの環境問題への関心は高いものの、環境学習会や保全活動に対する参加意欲は低いいため、参加しやすい活動スタイルの検討が必要です。

環境施策	市の取組
市民への 環境学習の推進	・環境フェアを開催し、環境意識の向上と環境活動の促進を図ります。
	・自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。
	・市民が率先して環境学習に取り組めるよう、まなびすとアカデミーの各種講座の内容の充実を図ります。
	・市民夏まつりでの環境学習会を継続していきます。
	・市内で行われるイベントなどで環境に関わる啓発を行います。
	・参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。
子どもたちへの 環境教育の推進	・小中学校での環境に関する学習活動を支援します。
	・こどもエコクラブの活動について紹介するとともに、登録及び会員拡大に努めます。
	・子ども会やスポーツ少年団など子どもが属する団体で、環境教育のための活動を支援します。
	・環境に関する絵画や標語などの作品コンクールを行います。
環境情報の 収集及び提供	・北茨城市環境白書（市の環境に関する調査データ等）を毎年公表するとともに、公表する機会を増やします。
	・県内外の環境学習に役立つ情報を収集し、広報紙やホームページなどで市民や事業者へ広く情報を提供します。
	・環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、PTA活動等を通して、親子で環境について考える機会を増やします。 ・子ども会やスポーツ少年団などでは、環境学習に役立つ行事を取り入れます。 ・こどもエコクラブに登録し、地域の環境保全活動や自然観察会などに計画的に取り組めます。 ・各種イベントで環境に関する情報を積極的に入手します。 ・まなびすとアカデミーを利用し、講座で学んだことを実践します。 ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での環境教育に努めます。 ・環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。 ・市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。 ・自然観察会など、自然とふれあえる場所の整備に参加・協力します。 ・事業所内の環境活動をPRしていきます。 ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。

4.2 みんなで一緒に環境保全活動を行います

現況

- 市では、環境美化の推進を図るとともに、環境保全に対する市民の意識の高揚及び環境教育の推進を図ることを目的に、「北茨城市環境美化運動の日」に合わせ、海岸線及び主要道路等の一斉清掃を実施しており、例年、子ども会育成会、老人クラブ、市内企業、各種団体などから約 3,000 名の参加があり、約 5,000kg の回収量があります。
- 市内各所で、市民や事業所従業員による環境保全活動が行われています。
- 市内の事業所では、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全活動に取り組んでいる企業も数多くあります。
- 市では、道路里親制度を設け、市道の清掃や除草、街路樹の軽易な剪定などの環境美化活動や定期的な巡視を継続的に行っており、25 団体、2,122 名の方が協働事業に取り組んでいます（平成 26 年 4 月現在）。
- 大津町盆船流し保存会が継承活動を行う県指定無形民俗文化財の「大津の盆船流し」では、会場となる大津漁港と周辺の海岸を清掃するとともに、以前は沖合いで外洋に流していた盆船を、現在は回収する方式へ変更するなど、伝統を尊重しながら環境に配慮した継承を図っています。
- 茨城県森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」では、荒廃している里山保全の活動を市民と協働で行い、自然環境の保護に努めています。
- 意識調査では、環境保全に対する市民の意識の高さへの満足度が 18.1%と低いものでした。

課題

- 地域の力をさらに活用するために、市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための仕組みが必要です。
- 市民や団体、事業者が積極的に実践している環境活動を紹介する機会を増やし、活動の普及・啓発を強化することが必要です。
- 花園・花貫県立自然公園を中心としたエコツーリズムを推進するために、自然観察会等で保全地の案内を行うためのガイドや適切な保全活動を指導するリーダーを育成することが必要です。
- 事業活動において、環境マネジメントシステムを導入するなど、環境保全活動の推進状況の見える化が必要です。
- 市民や学校、各種団体が行う環境保全に関する活動を支援する必要があります。

環境施策	市の取組
環境保全活動の普及・啓発	・市民・事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための組織づくりを行います。
	・環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。
	・市の環境について市民や事業者がさまざまな視点で交流が図れる環境フォーラムを開催します。
	・事業活動による環境への負荷低減のため、事業者に対し、環境マネジメントシステムなどの導入を働きかけます。
	・市の事務事業においてエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を検討します。
環境学習リーダーの育成	・自然観察会や環境学習会、環境保全活動のリーダーを育成します。
	・地域の祭りや伝統行事を継承するため、継承者の育成を支援します。
環境保全活動の支援	・市民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。
	・環境ボランティアやNPO等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や子ども会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・生活の中で、環境負荷の低減につながる環境活動を積極的に行います。 ・北茨城市環境美化運動の日に実施する市内一斉清掃に参加します。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・事業所周辺の美化活動をはじめ、地域の環境保全に努めます。 ・環境に関する情報を可能な範囲で公開するよう努めます。 ・茨城エコ事業所への登録や環境マネジメントシステムの導入など、環境保全に向けた推進活動の見える化を図ります。